

第32回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月31日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	6番	市川 政一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	11番	生井 一広	12番	渡邊 春男	13番 内田 芳昭
	14番	丸山 嘉之	15番	竹内 則孝	16番 竹田 賢一
	17番	宮尾 俊一			

4. 提出議題

報告第33号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第34号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第35号	農地の転用事実確認証明等報告について
報告第36号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第43号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第44号	農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
秋作業も終わり冬支度の準備を進めている方もおられるかと思えます。
さて、今月の常設審議委員会でコメの作柄等について報告がありました。はじめに収量についてですが、10アールあたり県平均512kg、下越527kg、中越520kg、上越481kgとのことで、上越地域が平均を下げているような状況です。
次に9月末時点での1等米比率ですが、こしいぶき15%、コシヒカリ3%、新之助97%、全体で14%とのことです。
これらの要因としては、8月の熱帯低気圧のフェーン現象による高温、上越地域では7月末から8月末にかけて40日前後雨が降らず、例年と比較にならない雨量だったことが挙げられます。
また、等級検査では1等米にならないことから何回も検査したり、あまりに悪い状況で2等米も出ない時期もあったとのことです。
そのほかにも卸業者からは、コメの白濁や胴割米に対してのクレームも多く、県では食味は変わらないと一生懸命アピールしている状態とのことです。
詳しい資料を事務局に置いて置きますのでご覧ください。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第32回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。1番の尾崎 香委員、3番の関原 正晴委員よろしくをお願いします。
本日の議題は、報告事項が4件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、
報告第33号 農用地利用集積計画変更届出について
報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第35号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第36号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第33号 農用地利用集積計画変更届出について、です。
9月に届出がありましたのは1件です。
内容は賃貸借料の変更です。双方合意により金額を減額するものです。
2ページ、報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
9月に届出がありました合意解約は、7件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、
1番と2番は、先月の総会で第3条許可の議決をいただいたものです。
5番は、今月の議案第41号に上程されているものです。
3番、4番、6番、7番の他の人へ賃借されるものにつきましては、4番と7番は今月の議案第44号に上程されるものとなっております。それ以外のものにつきましては、来月以降の総会へ上程されるものです。
次に4ページ、報告第35号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

事務局 9月につきましては、農地転用事実確認が1件、農地の転用事実に関する法務局からの照会が1件の計2件です。

内容についてですが、1番は過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

2番につきましては、20年以上耕作されておらず、非農地化しており今後も農地としての利用が見込めない土地です。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

なお、2番については結果を法務局へ回答したところです。

次に5ページ、報告第36号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

9月の届け出は、相続件数は10件、新たなあつせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長

無いようですので、報告事項4件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。

議案第41号のうち、4番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に4番を除く、1番から3番までの3件を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、4件です。

1番については、申請地は、大字姫川原地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計：2,067.91㎡、登記地目：畑が1筆、登記地目：79㎡、田畑総合計 5筆、登記地積合計：2,146.91㎡であります。

位置図は、資料No.3 11ページをご覧ください。

申請地は、譲渡人が高齢となり耕作管理できなくなった農地で、将来に向けての耕作管理について譲受人に相談したところ、この度、協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字吉木新田地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：363㎡であります。

ただし、登記地目は田であります。畑として管理されている農地であります。

位置図は、資料No.4 12ページをご覧ください。

申請地は、これまで譲受人が譲渡人からの依頼を受けて管理してきた農地で、譲受人は今後も継続して耕作管理していきたい意向と、県外在住で今後も管理できない譲渡人と協議をしたところ、この度、協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字下濁川地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計：365㎡であります。

位置図は、資料No.5 13ページをご覧ください。

事務局 申請地は、譲受人が所有して耕作している農地の隣接地で、利便性も良いことから、将来的にも耕作管理できない譲渡人と協議をしたところ、この度、協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。10月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。10月11日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。10月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第41号のうち1番から3番までの質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち1番から3番について採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号のうち、1番から3番については許可することに決定しました。

続きまして、同じく議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち4番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、

委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち4番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 4番については、申請地は、大字葎生地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計：11,184㎡であります。

位置図は、資料No.6 14ページをご覧ください。

譲受人は、後継者もなく将来的にも耕作管理できないことから、申請地について、農業経営拡大を図っている譲受人と協議をしたところ、この度、協議がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

事務局 以上、1件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 4番について説明します。10月13日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第41号のうち4番の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち4番について採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号のうち4番については許可することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

次に、議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、7ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。

1番です。申請地は、大字関山地内、登記地目：畑が1筆、登記地積136㎡です。

位置図は、資料No.7 15ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび住宅や所有地の所有不動産について調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、住宅の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番です。申請地は、大字姫川原地内、登記地目：田が1筆、登記地積155㎡です。

- 事務局 位置図は、資料No.3 11ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
申請者は、自宅周辺での整備を希望していたことから、自己所有地での整備について最適地と判断しました。
申請者は、申請地にカーポート1棟の整備を希望しています。
3番です。申請地は、大字藤塚新田地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計161㎡です。
位置図は、資料No.8 16ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
ただし、本案件は、追認案件であります。
申請者は、このたび住宅や所有地を売却することとなり、登記状況等を調査をしたところ、作業所や駐車場、花壇の敷地が農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。
それを受け、作業所等の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。
(始末書)
本件については、整備時に申請があれば許可できる内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。
- 以上、3件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委員 1番について説明します。10月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委員 2番について説明します。10月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委員 3番について説明します。10月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案第42号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 委員 1番と3番の申請人は農家ですか。
- 事務局 申請人は農家ではありませんが、先代の方はそれぞれ農家です。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第42号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、許可することに決定しました。

次に、議案第43号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号 農地法の適用を受けない事実確認願については、8ページをご覧ください。

今月の確認願は、2件ですが、隣接地で関係がありますので一括説明させていただきます。

申請地は、大字二俣地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：1,720㎡であります。
位置図は、資料No.9 17ページをご覧ください。

申請地は隣接している土地で、市外在住の知り合いの所有者が、将来のために所有地について調べたところ、非農地化していることから確認願が提出されたものであります。

申請地は、最低でも50年以上耕作放棄され、農地として耕作されず、周囲とともに山林原野化し、現在に至っている状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、所有者の状況からも、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1番、2番について説明します。9月28日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第43号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第43号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第44号農用地利用集積計画について、を上程します。議案第44号のうち、31番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。

議 長 最初に、31番を除く1番から30番までの30件を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページ、議案第44号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定5件、再設定25件、所有権移転1件の合計31件です。
はじめに1番から30番について説明します。
1番から5番につきましては新規設定です。
契約内容は、いずれも賃貸借となっております。
そのうち、1番は中間管理事業による貸付です。
続きまして、19ページ6番から23ページ29番につきましては、再設定です。
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。
23ページ30番につきましては所有権移転です。
所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議案第44号のうち、1番から30番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第40号 農用地利用集積計画について、のうち1番から30番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号のうち1番から30番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第44号 農用地利用集積計画について、のうち、31番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願ひします。

< 委員 退席 >

議案第44号 農用地利用集積計画について、のうち、31番を上程します。事務局の説明をお願ひします。

事務局 23ページをご覧ください。
31番について説明いたします。
再設定ですが、特に問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議案第44号のうち、31番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願ひします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第44号 農用地利用
集積計画について、のうち、31番を採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第44号のうち31番は、市長に要請することに
決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第32回妙高市農業委員会総会を閉会
します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年11月29日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印